



平成 27 年 4 月 3 日

各 位

会社名 株式会社あさひ
代表者名 代表取締役 下田 佳史
(コード番号：3333 東証一部)
問合せ先 取締役経理部長 古賀 俊勝
TEL (06) 6923 - 2611

社外役員との責任限定契約に関する定款の一部変更についてのお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 30 日開催の取締役会において、社外取締役及び社外監査役との間の責任限定契約に関する定款の一部変更について、平成 27 年 5 月 16 日開催予定の第 40 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1 変更の理由

社外取締役の招聘に伴い、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また、今後も引き続き社外取締役及び社外監査役として適切な人材を確保できるようにするため、社外取締役及び社外監査役と責任限定契約を締結することができる規定を新設するとともに、条数の繰り下げを行なうものであります。

なお、第 30 条（社外取締役との責任限定契約）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 27 年 5 月 16 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 27 年 5 月 16 日（予定）

以上

現行定款・変更案対比表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="277 611 647 645">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="150 707 383 741">第 18 条 ~ 第 29 条</p> <p data-bbox="384 757 539 790">(条文省略)</p> <p data-bbox="413 853 512 887">(新設)</p> <p data-bbox="277 1283 647 1317">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="150 1379 383 1413">第 30 条 ~ 第 39 条</p> <p data-bbox="384 1429 539 1462">(条文省略)</p> <p data-bbox="413 1525 512 1559">(新設)</p> <p data-bbox="150 1906 383 1939">第 40 条 ~ 第 47 条</p> <p data-bbox="384 1955 539 1989">(条文省略)</p> <p data-bbox="719 2002 775 2036">以上</p>	<p data-bbox="930 611 1300 645">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="802 707 1035 741">第 18 条 ~ 第 29 条</p> <p data-bbox="1023 757 1209 790">(現行どおり)</p> <p data-bbox="807 853 1222 887">(社外取締役との責任限定契約)</p> <p data-bbox="802 902 1430 1223"> <u>第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u> </p> <p data-bbox="930 1283 1300 1317">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="802 1379 1035 1413">第 31 条 ~ 第 40 条</p> <p data-bbox="1023 1429 1209 1462">(現行どおり)</p> <p data-bbox="807 1525 1222 1559">(社外監査役との責任限定契約)</p> <p data-bbox="802 1574 1430 1843"> <u>第 41 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u> </p> <p data-bbox="802 1906 1035 1939">第 42 条 ~ 第 49 条</p> <p data-bbox="1023 1955 1209 1989">(現行どおり)</p> <p data-bbox="1369 2002 1430 2036">以上</p>